

8 豊 監 査 第 28 号
令和 8 年 8 月 24 日

豊橋市長 長 坂 尚 登 様

豊橋市監査委員	鈴木 教 仁
同	野 口 洋
同	石 河 貫 治
同	及 部 克 博

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率審査
及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

第 1 審査の対象

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の実施場所及び日程

審査の区分	実施場所	日 程
監査委員事務局による審査	監査委員事務局執務室	令和 8 年 7 月 31 日～令和 8 年 8 月 16 日
監査委員による審査	監査委員室	令和 8 年 8 月 17 日

第 3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率が適正に算定されているか、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを検証するため、豊橋市監査基準に準拠して、決算諸表その他の関係証書類と照合を行うとともに、関係職員の説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率は、適正に算定されているものと認められた。また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令等に準拠して適正に作成されているものと認められた。

記

[健全化判断比率]

(単位：％)

項 目	令和 7 年度	早期健全化基準	参 考	
			令和 6 年度	令和 5 年度
実 質 赤 字 比 率	— (3.72)	11.25	— (1.99)	— (3.76)
連結実質赤字比率	— (21.70)	16.25	— (24.44)	— (31.26)
実 質 公 債 費 比 率	5.7	25.0	5.7	5.1
将 来 負 担 比 率	30.7	350.0	27.5	27.1

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の算定において、赤字額がない場合は、「—」を記載し、
() 内は黒字の比率を参考に記載。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、当年度も実質収支及び連結実質収支は黒字となっており、いずれも該当していない。

また、実質公債費比率は前年度と同率であり、将来負担比率は前年度と比較して3.2ポイント上昇している。なお、当該比率は、いずれも早期健全化基準を下回っている。

令和7年度決算に基づく資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

令和7年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の実施場所及び日程

審査の区分	実施場所	日 程
監査委員事務局による審査	監査委員事務局執務室	令和8年6月1日～令和8年8月16日
監査委員による審査	監査委員室	令和8年8月17日

第3 審査の方法

市長から提出された資金不足比率が適正に算定されているか、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを検証するため、豊橋市監査基準に準拠して、決算諸表その他の関係証書類と照合を行うとともに、関係職員の説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された下記の各会計の資金不足比率は、いずれも適正に算定されているものと認められた。また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して適正に作成されているものと認められた。

記

[資金不足比率]

(単位：%)

会 計 名	令和7年度	経営健全化基準	参 考	
			令和6年度	令和5年度
水道事業会計	—	20.0	—	—
下水道事業会計	—	20.0	—	—
病院事業会計	—	20.0	—	—
総合動植物公園事業特別会計	—	20.0	—	—

(注) 資金不足比率の算定において、資金の不足額がない場合は、「—」を記載。

当年度も、全ての会計において資金不足は生じておらず、当該比率は該当していない。